

平成 30 年 10 月 10 日

ブロッキングの法制化を求める意見書

一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構
一般社団法人日本動画協会
一般社団法人日本映画製作者連盟
一般社団法人日本映像ソフト協会

インターネットの発展により権利侵害が国境を越えて生じており、かつ侵害者の特定が極めて困難な状態になっております。これについての対応は困難を極め、我が国の現行法のもとでは限界があり、新たな取組が必要な状況であると考えます。

より具体的に敷衍しますと、

- 我々権利者が、刑事告訴・行政投訴の権利行使など、検討会議で提示されたさまざまな対策をもってしても対処できなかった海賊版サイト「AniTube」、
「Miomio」などが存在しています（別紙）。
- さらに、DMCA を無視することを謳ったオフショアホスティング／防弾ホスティング、完全な匿名性を売りにしているドメイン代行サービス「Njalla」などのサービスが横行しています。
今回、対象となった「漫画村」もこの Njalla を利用していたことが明らかになっています。

そして、今回議論されているブロッキングは、「海外からの日本のコンテンツ市場への侵害行為」を止める、すなわちインターネットを利用した海外からの権利侵害行為から日本コンテンツ市場を守るというものになります。

このような侵害行為については、海外の法制度・司法制度を利用し、また海外の政府機関と連携をとることも重要ではありますが、それらに依拠することなく、日本国内において対応できる手段を構築しておくべきであると考えます。

そうでなければ、仮に現在生じている侵害行為について海外の法制度を利用して対応することは可能であったとしても、現実問題として、海賊版サイトが法制度・司法制度の未整備の国を利用するようになり、すぐに対応ができなくなることは目に見えております。

このため、我が国における法制度の中で可能な範囲で即時に対応できる制度

を構築しておくべきであり、その一つの手法がサイトブロッキングであると考えます。

もちろん、通信の秘密は尊重されなければなりません。

しかしながら、すでに ISP による宛先の確認は日本国内でも実施されており、海賊版サイトのブロッキングを実施することは、新たにインターネット通信の宛先について ISP に知得されるようにするという性質のものではなく、また検閲的な行為が行われることにもなりません。そして、サイトブロッキングが導入されたことにより自由なインターネット社会が破壊された国など存在しません。

これに対して、上記のような海外からの著作権侵害を放置することは、我が国の一大産業と期待されるコンテンツ産業への影響は大きく、ひいては広く衰退させることになりかねません。

そして、海外発の最も悪質な海賊版サイトのみが対象とされ、透明性が確保され濫用のおそれのないブロッキングの制度であれば、「通信の秘密」との関係においても許容されて然るべきでありますので、そのようなブロッキング制度の導入を求める次第です。

以上

(別紙) Anitube、MioMio への対策

一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構 (CODA)

以下は、第1回TF[資料4-2]の「現行対策の取り組み状況の検証・評価」で提示された項目に対し、CODAが行っている対策である。

1. 削除要請(海賊版サイトに対する直接的な削除要請)

	全期間(2011年8月～2018年9月)		直近3カ月	
	要請数	削除率	要請数	削除率
全体(52サイト)	577,756件	95.12% ^(※1)	49,440件	79.12%
Anitube	1,951件	0.15%	-	-
MioMio	3135件	44.78% ^(※2)	582件	0%

※1 削除率の悪いサイトの事業者を現地で直接訪問し交渉するとともに、現地の政府機関と協力して働きかけるなど、削除率を維持するための活動を繰り返し実施している。

※2 2017年の行政指導(「7.刑事手続き」参照)により一度削除されたものを含む。

2. CDN事業者を通じた削除要請

	要請数 (2016年10月～2018年6月)
全体	9,200件
うち Anitube へ	1,651件

- Cloudflare を通じて サイト運営者またはサイトのホスティング・プロバイダに対して削除要請を行っている。
- Cloudflare 自身による削除は行われないが、Hosting Provider / Abuse Contact(メールアドレス)は開示される。
- 開示された情報に基づき削除要請を送ってもほとんどのサイトは削除に応じない。
- ほかの海賊版サイトの事例だが、Cloudflare に対し、同社の海賊版サイトへのサービス提供を止めるよう求める連絡を行った際も、回答が無かった。
- なお、Miomio は CDN を使用していないため対象外である。

3. 広告出稿抑止

- 2015年より Google 等の通報窓口ある広告事業者に対して通報を開始(ただし、Google においては後述の TCRP への通報により広告も抑止されるため、TCRP で代替するようになる。)
- 2016年より一般社団法人日本インタラクティブ広告協会(JIAA)に協力を依頼し、

対策を検討。

- 2018年2月、著作権関連9団体が広告関連3団体と「著作権侵害に関する要警戒リスト」と共有し、侵害サイトへの広告出稿を抑止する活動をスタート。
- 定期的な協議の場を設置。セミナーなど情報共有に協力。
- 2017年11月には、香港におけるオンライン上の著作権侵害に対する広告出稿抑止のための侵害ウェブサイトリスト(Infringing Website List: IWL)事業へのCODAの参加が承認され、リストの共有を開始。

4. ドメイン停止要請

- 2015年9月、MioMioのレジストラに削除要請を行ったが、1日のみアクセス不能になった後、すぐに復活。

5. 検索結果表示抑止

- 2014年11月、Googleが提供するTrusted Copyright Removal Program for Web Search(TCRP)パートナーとしてCODAが承認される。
- TCRPを通じて、毎月数千件の検索結果表示抑止申請を実施し、ほとんどが承認されている。
- 米国Google本社を訪問し協議の場を持つとともに、来日されたGlobalの著作権最高責任者と問題点を共有するなど、協議を実施している。

6. フィルタリング

- 2013年12月より、複数のセキュリティソフト会社と侵害サイトのリストを共有。セキュリティソフト・サービスの利用者が侵害サイトにアクセスしようとした際に、設定によって、侵害サイトへのアクセスをブロックし、注意喚起のメッセージが利用者のパソコン画面に表示される。

7. 刑事手続等

- MioMioへの権利行使
 - 2016年6月：中国国家版權局へ情報提供
 - 2016年11月：行政投訴
 - ◇ 中国では著作権侵害については行政処罰手続と刑事手続が存在し、売上額や押収された海賊版の数など一定の閾値を超えた案件についてのみ刑事罰の対象となる。行政処罰手続がとられた案件で当該閾値を超えた場合には、刑事手続に移送され刑事罰の検討が行われる。
 - 2017年3月：行政指導・行政処罰決定（罰金）→ジオブロッキング開始
 - 2017年3月：中国国家版權局及び上海市文化市場行政執法総隊に対し追加対応要請
 - 2017年6月：中華国家版權局へ情報提供

- 2018年6月：中華国家版權局へ情報提供
- Anitube への権利行使
 - 2016年3月：ブラジル・ウベルランジア警察に告訴状提出。
 - 2017年7月：ウベルランジア警察が被疑者宅の捜索・差押を実施。
 - 2017年10月：ウベルランジア検察が刑事裁判所に起訴。
 - 2018年9月現在：第一回公判も開かれない状況。

8. 啓発活動

2018年3月24日より、日中韓それぞれの国の著名なキャラクターを使用し「違法サイトは見ない!」、「海賊版は買わない!」、「偽キャラクターグッズは買わない!」といった知的財産の保護に関するキャンペーンを開始。特に日本向けには、「海賊版サイトは見ない」ことを強調した別バージョンのポスター、動画広告も作成している。

動画はYouTubeで公開され、権利者の公式Webサイトや著作権団体のWebサイトから紹介されているほか、不正商品対策協議会（ACA）と全国各地で実施している啓発イベントで上映を行うなど、啓発に努めている。

以上